

平塚市職員定数条例の一部を改正する条例

平塚市職員定数条例（昭和24年条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

市民病院の職員	609人
---------	------

」

を

「

市民病院の職員	638人
---------	------

」

に、

「

合計	2,547人
----	--------

」

を

「

合計	2,576人
----	--------

」

に改める。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

平成30年6月5日提出

平塚市長 落合克宏

平塚市職員定数条例の一部改正に伴う新旧対照表

改正部分

現 行	改 正 案	改正要旨																
<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局別</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民病院の職員</td> <td>609人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,547人</td> </tr> </tbody> </table>	部局別	定数	省略		市民病院の職員	609人	合計	2,547人	<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局別</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民病院の職員</td> <td>638人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,576人</td> </tr> </tbody> </table>	部局別	定数	省略		市民病院の職員	638人	合計	2,576人	<p>市民病院の職員の定数を増やすため、別表を整備する。</p>
部局別	定数																	
省略																		
市民病院の職員	609人																	
合計	2,547人																	
部局別	定数																	
省略																		
市民病院の職員	638人																	
合計	2,576人																	